乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	函館タクシー株式会社（法人番号４４４０００１００１６９２）代表者岩塚晃一	北海道函館市日乃出町２２番３８号	本社営業所	北海道函館市日乃出町２２番３８号	R5.04.25	輸送施設の使用停止（５０日車）及び文書警告	道路運送法第１３条　他４件	令和５年１月１９日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）運送引受義務違反（道路運送法第１３条）、（２）苦情処理の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第３条第２項）、（３）国土交通省告示による損害賠償責任保険締結義務違反（運輸規則第１９条の２）、（４）疾病、疲労等のおそれのある乗務（運輸規則第２１条第５項）、（５）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（６）運転者に対する指導監督の記録事項義務違反（運輸規則第３８条第１項）	５	５
	以下余白									